

# 令和4年度 特定子ども・子育て支援施設等の 指導検査概要

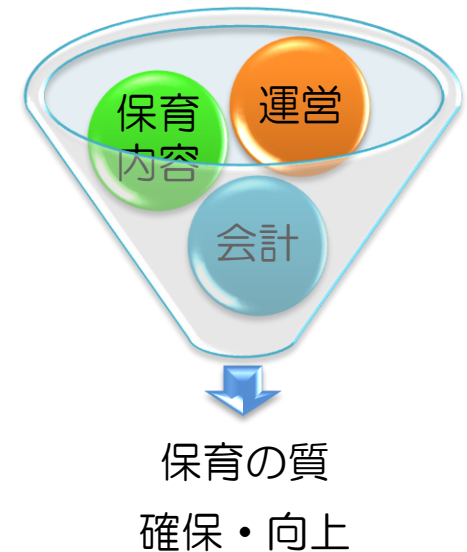
大田区こども家庭部保育サービス課  
指導検査担当

# 指導検査 概要編

- 大田区の指導検査の目的と法的根拠 . . . . . 1
- 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査 . . . . . 2
- 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準 . . . . . 3
- 保育料の無償化対象施設としての条件 . . . . . 4
- 【参考資料】東京都と大田区の指導検査体制 . . . . . 5
- 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく  
指導検査の範囲 . . . . . 6
- 区の立入調査（指導検査）の流れ . . . . . 7
- 大田区指導検査結果の公表 . . . . . 8
- 【参考資料】 令和3年度 主な文書指摘（認可・小規模等）速報版
- 令和4年度指導検査の重点項目 . . . . . 9

# 1 大田区の指導検査の目的と法的根拠

- 待機児童解消のため保育施設の整備が進められ、また、令和元年10月から認可外保育施設を含む幼児教育無償化が実施され、より一層、**保育の質・安全性の確保と向上**が求められている。
- 指導検査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法などの関係法令や都や区のとらえ、国等からの各種通知等に基づき児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を実施する。



## ■ 大田区の立入調査（指導検査）の法的根拠

### （1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

### （2）東京都の立入調査（児童福祉法第59条第1項）


※ 大田区の立入調査とは別に、今後も東京都による認可外保育施設に対する指導検査は実施。  
⇒ 大田区は東京都と連携し、指導検査を実施する。

## 2 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査

### ■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）に伴い、区に指導検査の権限付与

#### ① 無償化の確認申請

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等がその対象施設となるためには、市区町村に対して子ども・子育て支援法第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。

 大田区に確認を受けた無償化対象の認可外保育施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

#### ② 指導・監査

一方で、大田区はこの確認を受けた無償化対象施設に対して、調査・指導等（子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）を行い、監査（法58条の8）を行うことができる。

#### ③ 勧告、命令等

また、大田区は、特定子ども・子育て支援施設等に著しい運営基準等への違反が確認された場合等は、当該基準を遵守することを勧告・命令等（法58条の9）実施し、改善がなされない場合は、確認（無償化）の取消し処分（法58条の10）を行うことが可能。

# 3 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準

## ■ 特定子ども・子育て支援施設等の基準

### ① 設置基準（法第58条の4第1項第4号）

➡（内閣府令第44号）子ども・子育て支援法施行規則第1条

**POINT !** ◆この内閣府令で定める基準は、平成13年3月29日雇児発第177号「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」で示されている 「認可外保育施設指導監督基準」と同様の内容である。つまり、区の指導検査基準は、東京都の指導検査基準と同様の内容である。

令和元年11月27日付け府子本第689号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」より

### ② 運営基準（法第58条の4第2項）

➡（内閣府令第39号）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第58条から第61条まで

## ■ 大田区の指導検査基準（特定子ども・子育て支援施設等）

大田区の指導検査は、別紙「**特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準（大田区保育サービス課）**」に基づき実施する。（本日の配布資料）

◆大田区のHPにアップ（公表）

HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育（一次預かりを含む） ⇒ 保育施設の指導検査

## 4 保育料の無償化対象施設としての条件

### ■ 幼児教育・保育の無償化対象施設としての条件

#### ◆ 国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要

※経過措置 5年の猶予期間（令和6年9月末まで）あり

- 平成17年1月21日雇児発第0121002号 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」で定められた指導監督基準を満たすことが必要である。

※ この「指導監督基準を満たす旨の証明書」は、東京都が検査し発行する。

#### ◆ 大田区の保護者補助

大田区でも 「認可外保育施設等保護者負担軽減補助金」については、各区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての確認を受けている施設が補助対象の条件となっているため、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている保育施設が補助対象の条件

### POINT !

- まだ証明書が交付されていない施設は経過措置期間中に必要な改善を行い、認可外保育施設の指導監督基準を満たす必要がある。

◆ 大田区は、各施設がこの証明書発行の基準を満たしているかについても検査で確認。

(2) 認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設）の場合

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都	大田区
	認可外保育施設	特定子ども・子育て支援施設等
設置者が遵守すべき基準	<p>■ 認可外保育事業開始の届出</p> <p>届出：児童福祉法第59条の2 基準：認可外保育施設指導監督基準</p>	<p>◎ 施設等利用費の支給に係る（無償化対象）施設として確認</p> <p>施設・運営基準 子ども・子育て支援法第58条の4 同施行規則第1条～第1条の4</p>
指導監督	<p>■ 都による指導監督（児童福祉法第59条第1項）</p> <p>基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収</li> <li>・関係者への質問</li> <li>・施設への立入検査</li> </ul>	<p>◆ 区による指導監督（支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8）</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告、帳簿書類その他物件の提出</li> <li>・設置者、職員等の出頭</li> <li>・関係者への質問</li> <li>・施設、事務所、関係場所への立入検査</li> </ul>

## (2) 認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設）の場合

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都	大田区
	認可外保育施設	特定子ども・子育て支援施設等
指導監督基準を満たす旨の証明書	<p>■ 都による証明書の交付</p> <p>平成17年1月21日付け雇児発第0121002号「認可外保育施設指導監督を満たす旨の証明書の交付について」</p> <p>本通知に基づき、立入調査の改善指導結果を踏まえて、証明書の交付を行う</p>	<p>◆ 区には交付権限なし</p> <p>◎ 保育料無償化の対象外施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書が発行されていない認可外保育施設は保育料無償化の対象外施設（5年間の経過措置あり）</li> <li>・証明書がないと、各区独自の保護者補助金が受けられない場合あり</li> </ul>
処分等	<p>■ 都による勧告・命令（児童福祉法第59条第3項から6項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の福祉のため必要があると認めるとき</li> </ul> <p>→改善勧告・改善命令 事業の停止又は施設の閉鎖を命令</p>	<p>◆ 区による勧告・命令（支援法第58条の9）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営基準に従って適正な運営をしていない場合</li> </ul> <p>→改善勧告、改善命令</p> <p>◆ 確認の取消し（支援法第58条の10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営基準に従って適正な運営ができなくなった場合</li> <li>・基準に違反したと認められるとき</li> </ul> <p>→法第30条の11による確認の取消、確認の全部又は一部の効力停止</p>



# 6 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲

## (2) 認可外保育施設の場合

(特定子ども・子育て支援施設)

＜東京都＞  
認可外保育施設

＜大田区＞  
特定子ども・子育て  
支援施設

【A】 個々の区市町村が独自又は上乗せして定める内容

各自治体の上乗せ補助  
金要綱等を適用

【B】 適切な特定子ども・子育て支援の提供に関する内容  
(【C】 【D】 以外に係る内容)

内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」第1条で定める基準  
＝認可外保育施設指導  
監督基準を適用

【C】 運営に関する内容  
(保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など)

児童福祉法  
に基づく指導検査  
(立入調査)の範囲

【D】 設備・人員に関する内容  
(面積、職員配置など)

子ども・子育て支援  
法に基づく  
指導検査(実地指導)  
の範囲

都の指導監督要綱  
指導監督基準  
評価基準を適用

他法に関する内容 (消防法、労働基準法など)

# 7 区の立入調査（指導検査）の流れ

## 1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ② 実地検査の実施（検査は半日（2～3時間）を予定）
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等



## 2 監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8） ←... 上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

**※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある**

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

## 8 大田区指導検査結果の公表

### (1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表

#### 【公表の目的】

保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促すとともに、保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得ることを目的に公表します。

### (2) 公表内容等

#### (1) 公表内容（主なもの）

① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指導事項の有無 ⑥ 文書指導の内容  
⑦ 改善状況（改善済、改善中、未改善） ⑧ 証明書交付の有無（交付年月日）等

#### (2) 掲載先

※大田区HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査

#### (3) 都との連携

大田区は東京都指導監査部に検査結果等の情報を提供するなど、指導検査の実施に当たっては、都と必要な連携を行います。

### (3) 実施時期

以前から実地検査を実施している、認可保育所、小規模・事業所内保育所・定期利用保育室については、上記のホームページにおいて、検査結果を公表しております。

一方、令和3年度から検査を始めた認証保育所につきましては、大田区の実地指導が一巡する令和5年度までの検査結果についての公表はせず、令和6年度以後の検査について公表することを予定しております。

■ 運営管理（全78施設・・・認可55施設、小規模等23施設）

No	文書指摘	認可	小規模等	合計
1	主任保育士が主任業務に専任していない(シフトに配置基準上の1人として算定されている)	8		8
2	大田区に毎月報告する在籍職員名簿等の記載に誤りがある。(非常勤職員を常勤職員として報告している。休業等により勤務実績が無いのに勤務実績があるものとして報告している等)	6		6
3	主任保育士専任加算が加算の対象外であるため、療育支援加算が算定できない。	4		4
4	避難訓練及び消火訓練を毎月実施していない。	4	3	7
5	不審者対策のための訓練を実施していない。	2		2
6	認可内容(施設長・定員など)の変更を届け出していない。		2	2
7	法外援護費が支給されている項目について、保護者に負担させている。	1		1
8	職員の時間外勤務手当の支払いに一部未払いがある	1		1
9	調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。	1		1
	合計	27	5	32

■ 保育内容（全78施設・・・認可55施設、小規模等23施設）

No	文書指摘	認可	小規模等	合計
1	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。（横向き寝を仰向けに直していない、睡眠中の児童の顔色、呼吸の状態、体温等きめ細やかに行うべきところ、確認をしていない、睡眠チェック表が未記入など）	16	4	20
2	調理・調乳担当者の検便が未実施の月があった。	7		7
3	常勤を含む2名以上の保育士を配置すべきところ、保育士が適正に配置されていない（早番、遅番、土曜日など）。	5	2	7
4	保護者に負担させることが適当でない物は園で用意すべきところ、保護者に負担させている（水分補給用コップ・午睡用の毛布など）。	4		4
5	事故報告が速やかに行われていない。	3	1	4
6	献立が未作成である（延長保育の補食）。	2		2
7	健康診断が未実施である児童がいた（欠席児童のフォロー漏れ、歯科健診）。	2	2	4
8	延長保育の補食について児童に提供する前に検食を行うべきところ検食をしていなかった。	1		1
9	入所時健康診断記録が母子手帳の写しで可としていたため、未受診であった。		1	1
	合計	40	10	50

## 9 令和4年度指導検査の重点項目

### ① 運営管理

- ア 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- ウ 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか

### ② 保育内容

- ア 児童一人一人に応じた保育の徹底
  - (ア) 子どもの人権に十分配慮し子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育
  - (イ) 児童の健康状態の把握
  - (ウ) 児童虐待等についての対応
  - (エ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供
- イ 安全対策の徹底及び事故発生時の対応
  - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
  - (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
  - (ウ) 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策
  - (エ) 感染症、食中毒等の予防対策